

令和 8 年度真岡市商工振興資金



この資金は、市内中小企業者等の皆さんが、事業に必要な資金を円滑に調達していただくため、真岡市と金融機関が協調して行う制度資金です。
資金の目的に応じた様々なメニューを設けておりますので、ぜひご利用ください。

※各資金における必要な資格については裏面をご確認ください。

本資金が利用できる方

中小企業信用保険法で定める小規模企業者・中小企業者 ※バー、カフェー、キャバレー、金融業、遊技場を除く

【小規模企業者】

区分	従業員数
商業・サービス	5人以下
製造業・その他の業種	20人以下

商業とは、卸売業、小売業（飲食店含む）。

【中小企業者】

区分	資本金	従業員数
小売業・飲食店	5千万円以下	50人以下
サービス業		100人以下
旅館業	1億円以下	200人以下
卸売業		100人以下
製造業・建設業 運輸業・その他	3億円以下	300人以下

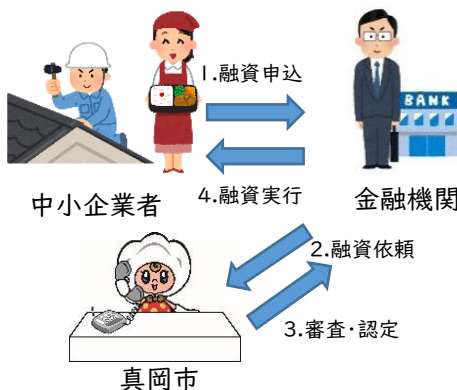
提出書類一覧

必ず 提出する書類	<p>①融資申込書 ※融資幹旋依頼書・融資依頼書</p> <p>②信用保証協会への申込書類一式 ※申込企業概要省略不可</p> <p>③決算書(確定申告書)直近2期分</p> <p>④市税の完納証明書 ※納税課発行”真岡市提出用”に限る ※法人の場合＝法人、代表者 ※個人の場合＝申込人</p> <p>⑤保証料補助申請書</p>	必要に応じて 提出する書類	<p>・初めて利用する場合 ●法人の登記事項証明書</p> <p>・決算日以降6か月経過している場合 ●残高試算表</p> <p>・借換えの場合 ●借換え計画書、融資残高証明書 返済明細表</p> <p>・設備資金の場合 ●見積書及びカタログ</p> <p>・創業資金の場合 ●新規事業計画書、創業カルテ、 同意書</p> <p>・建設業・飲食業等の許可業種の場合 ●許可証の写し</p>
--------------	--	------------------	--

※案件によっては、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

取扱(申込)金融機関一覧

資金の申込みは、下記金融機関で受付けています。



※案件により、審査に1週間～10日を要する場合があります。
早めのご相談をお願いします。

足利銀行	真岡支店	82-2125
常陽銀行	真岡支店	82-2145
	久下田支店 (真岡支店内)	
栃木銀行	真岡支店	82-2131
筑波銀行	真岡支店 (筑西支店内)	0296- 24-5555
	本店営業部	82-3401
真岡信用組合	荒町支店	85-0800
	長田支店	82-6311

【問い合わせ】

◆真岡市商工観光課
☎83-8134

◆真岡商工会議所
☎82-3305

◆にのみや商工会
☎74-0324

令和 8 年度真岡市商工振興資金一覧

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

資金名・用途	必要な資格	資金限度額	返済期間・利率
運転資金 1.商品仕入、買掛金支払、手形の決済等 2.真岡市商工振興資金(運転・設備)の既往借入金の借換え	市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない中小企業者	1,000 万	3 年以内 1.3% 5 年以内 1.5% 7 年以内 1.7%
設備資金 機械器具等の購入、設備の改善、従業員の福利に関する設備等の設備資金	市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない中小企業者	2,000 万	3 年以内 1.3% 5 年以内 1.5% 7 年以内 1.7% 10 年以内 1.9%
創業資金 融資振興会等が創業に必要と認めた運転、設備資金	市内に事業所を開設する小規模企業者で、市内に2年以上居住し、市税に未納のない方又は出身者(二親等以内の親族が市内に2年以上居住する方)	500 万	5 年以内 1.5%
季節資金 商品仕入、買掛金支払、手形の決済等の運転資金	市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない中小企業者	夏季・年末 各々500 万	<6~8 月申込>1.2% 翌年 3 月末日まで <11~12 月申込>1.2% 翌年 9 月末日まで
緊急経営対策資金 1.経営安定に必要な運転資金 2.真岡市商工振興資金(新型コロナウイルス感染症緊急対策資金)の既往借入金の借換え 3.自然災害等により必要となった設備資金	市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない方で、景気低迷による売上げ不振等※や自然災害等の影響を受ける中小企業者 ※市が認める特定の要因による景気低迷(原油価格・物価高騰が対象)。	運転:1,000 万 設備:2,000 万	5 年以内 1.0%(0.8%) 10 年以内 1.2%(1.0%) ()内利率は責任共有制度対象外

※上記以外にも、特別小口資金、商工業者育成資金、関連倒産防止資金、商工タウン特別資金があります。詳細については、真岡市HPよりご覧ください。

保証料を全額補助する制度があります

真岡市では、中小企業等の資金繰り対策として、真岡市商工振興資金の利用に必要な保証料が**全額補助**となる制度があります。融資を申し込む際に、保証料補助申請書(必ず提出する書類の⑤)を添付してください。栃木県信用保証協会を經由して、補助が受けられます。

※経営者保証の解除を事業所が選択して、保証料が上乗せされた部分については**自己負担**になります。

真岡市ホームページ

真岡市制度融資のご案内



各資金の詳細については、上記 QR コードからご参照ください。